

# 事務用端末一式仕様書案

(意見招請)

Personal computers for Office Work, 1set

国立大学法人一橋大学

2024年 4月

## 内容

I. 仕様書概要説明.....	1
1. 調達背景及び目的.....	1
2. 調達内容.....	1
3. 調達の種類.....	1
II. 全体要件.....	1
1. 納入場所及び納入期限.....	1
2. 納入（搬入、据付、調整等）に関する事.....	2
3. 情報セキュリティ要件.....	2
4. 守秘義務及び厳守事項.....	3
5. その他.....	4
III. 調達物品に備えるべき技術的要件.....	5
1. 事務用端末.....	5
1.1. 全体要件.....	5
1.2. デスクトップ型 PC.....	5
1.3. ディスプレイ.....	6
1.4. ノート型 PC.....	6
1.5. 機能・ソフトウェア.....	7
1.6. 端末の運用・管理を簡素化する機能.....	7
IV. 設置・導入.....	7
1. 事務用端末の導入にかかる要件.....	7
2. マニュアル、ドキュメント等に関する項目.....	8
V. 保守・運用.....	9
1. 保守に関する項目.....	9
2. 研修.....	9
VI. 総合評価基準.....	9
1. 事務用端末等一式の総合評価基準.....	9
1.1. 落札方式.....	9
1.2. 総合評価の方式.....	10
2. 性能等に対する評価項目と得点配分基準.....	10
2.1. 必須項目.....	10
2.2. 加点基準.....	11

## I. 仕様書概要説明

### 1. 調達背景及び目的

一橋大学では、事務用端末を一元的に管理する体制を整え、情報システム資源の有効活用や運用の合理化を目的とし、調達・運用を行ってきた。現在、使用中の事務用端末について、2025年9月30日（火）をもって保守サポート期間が満了することに伴い、その更新を目的とし、実施するものである。

### 2. 調達内容

一橋大学事務用端末等 一式

(構成内訳)

#### (1) 事務用端末

- ① デスクトップ型 PC (マウス、キーボード含む)
- ② デスクトップ型 PC 付属ディスプレイ
- ③ ノート型 PC
- ④ クローニングツール

なお、これらのシステム等に付帯する設置・導入、5年間の保守・運用の役務も本調達に含む。

### 3. 調達の種類

購入

## II. 全体要件

### 1. 納入場所及び納入期限

1.1. 納入場所は、本学国立キャンパス、及び千代田キャンパスとする。

1.2. 納入期限は2025年9月30日（火）とする。ただし、端末の設置時期については、別調達であるクラウド基盤の更改に合わせ、2025年7月～9月を想定している。設置作業は、納期スケジュールを本学担当者と事前に協議のうえ、そのスケジュールに従い完了すること。搬入計画について本学の承認を得ること。

1.3. 指定する期日までに、本調達にかかわるすべての作業を終え、本学の希望する状態にすること。すべての機器及び機能についての稼働を確認し受入検査が完了していることを想定する。

## 2. 納入（搬入、据付、調整等）に関すること

- 2.1. 本案件に関する作業において、打ち合わせ、現地調査、資料搬入、撤去搬出等で作業員が本学に入出入りする場合は、必ず事前に作業員の所属する組織名、組織の住所及び組織の代表電話番号に加えて、各作業員の所属部署、役職、氏名、連絡先（直通電話番号、電子メールアドレス等）を本学に対して通知又は申請し、本学の承認を得ること。本学立入り後は本学の指示に従うこと。
- 2.2. 納入品の搬入及び設置に関しては、本学施設に損害を与えないように、また、本学業務の妨げにならないように配慮し計画的に行うこと。搬入の日程、機器の据付、配線箇所等については別途本学と協議しその指示に従うこと。
- 2.3. 本案件にかかる作業用資源（機器類等）、作業場所、その他必要となる環境や費用については、受注者の負担で用意すること。
- 2.4. 機器搬入時に生じる梱包材等は持ち帰ること。
- 2.5. 受注者が故意又は過失により、本学の建物、機器類等の一部又は全部を、滅失又は毀損した場合は、受注者が直ちに原状に復すること。
- 2.6. マスタイメージの設計、構築、初期設定、動作テスト、マスタイメージの作成および保存、すべての納入品の搬入、据付及び配線はすべて受注者が責任をもって実施し、システムの稼働確認を行って報告すること。なお、これらに要する費用はすべて本調達に含まれる。
- 2.7. すべての調達機器に対して、本学の指定する様式でラベルを作成・貼付すること。
- 2.8. 本学ネットワークとの接続は、受注者は本学と協議・調整の上、本学の指示により行うこと。調達に含まれる。また、本学ネットワークとの接続に際しては、本学ネットワークの運用に支障のないよう配慮すること。
- 2.9. 本調達範囲の OS、ソフトウェアのインストール、設定及び調整はすべて受注者が責任をもって実施し、利用可能な形で提供すること。ライセンスやインストールメディア等、これらに要する物品及びその費用はすべて本調達に含まれる。ただし、本学が所有するマイクロソフト社の Microsoft 365 Education A3 プログラム (M365 EDU A3 SHRDSVR ALNG SUBSVL PERUSR (ORIGINAL) CAMPUS 3 A) に標準的に含まれるライセンスについては、受注者がこれを利用してシステム構築をしてもよいものとする。

## 3. 情報セキュリティ要件

- 3.1. 受注者が実施する作業、提示する納入物等、受注者の責任範囲にある役務、物品に対して、受注者は本仕様書の要件及び本学の指示に基づいて責任をもってセキュリティ対策を実施すること。それにかかる諸経費は受注者で負担すること。

- 3.2. 導入時にセキュリティ対策を行わなかった結果、本学のシステム又はサービスに影響が出る事態が発生した場合は、受注者の責任を問い、本学から受注者に対して損害賠償を求めらるものとする。
  - 3.3. 受注者は以下のセキュリティ対策を行うこと。
    - (1) 不正アクセス及び悪意のあるソフトウェアによる情報の誤用、破壊、破損、改ざん等をされない対策を講ずること。
    - (2) 許可しないユーザに不正に侵入されない対策を講ずること。
  - 3.4. 導入時において、セキュリティ事件、事故及びセキュリティの違反については、本学に速やかに報告し、本学の指示に従って対応を行うこと。
  - 3.5. 本学の情報処理設備及び施設の利用は、本学が承認したアクセス方法及びアクセス制御によること。
  - 3.6. 個人情報の管理の状況について、本学の調査に協力すること。
  - 3.7. 受注者が本調達・役務内容の一部を外部に再委託する場合は、本学の了解を得なければならない。また、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティが十分に確保されるよう本仕様書と同水準の措置の実施を再委託先にも担保すること。
- 
4. 守秘義務及び厳守事項
    - 4.1. 受注者は、案件及び案件に関連する役務過程において知り得た案件に関する一切の情報（以下、「案件に関する情報」という。）について、次の義務を遵守すること。
    - 4.2. 故意又は過失にかかわらず、案件に直接従事する担当者であることを本学が書面にて認めた者以外の者（以下、「他者」という。）に案件に関する情報を漏らさないこと。
    - 4.3. 案件の履行に関連して知り得た本学の秘密情報の加工、改ざん、複写、複製等をしてはならない。ただし、委託契約の範囲内のもや安全管理上必要なバックアップを目的とするものはこの限りではない。
    - 4.4. 契約中は、案件に関する情報の取扱いに十分留意し、他者に情報を開示しないこと。
    - 4.5. 契約終了後は、案件に関する情報を返却し、又は確実に破棄するとともに、本学の書面による許可なく案件に関する情報を他者に開示しないこと。
    - 4.6. 案件に関する情報を知り得た者が、異動、転職、退職等の事由によって案件と無関係になった場合でも、本学の書面による許可なく案件に関する情報を他者に開示させないこと。
    - 4.7. 万が一受注者先において秘密情報の漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに本学へ報告し、また、受注者先が責任をもって対応すること。
    - 4.8. 本学秘密情報の取扱いにおいて、再委託をする場合は、本学の了解を得なければならない。設置作業等に関して、業務の再委託を行う場合は、委託先企業についても本義務を遵守させること。

4.9. その他、本学の指示に基づいて守秘義務を全うすること。

## 5. その他

### 5.1. 技術仕様等に関する留意事項

- 5.1.1. 提案書は日本語で具体的に記述すること。
- 5.1.2. 本調達物品に係る機能、性能、技術等の要求要件（以下、「技術的要件」という。）は、「III. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりとする。
- 5.1.3. 技術的要件は、すべて必須の要求要件とする。技術的要件を満たしていないと判断される提案は、不合格とし落札決定の対象から除外する。
- 5.1.4. 本調達物品については、原則として全て新品のもので調達し納品すること。

### 5.2. 提案に関する留意事項

- 5.2.1. 提案書には、本仕様書の要件（II. 全体要件、III. 調達物品に備えるべき技術的要件、IV. 設置・導入、V. 保守・運用 に記載の全ての要件）の各項目とそれに対する提案内容を明確かつ簡潔に示した対照表を添付すること。
- 5.2.2. 提案書には以下の項目を明瞭に記載すること。
  - 5.2.2.1. 本案件と同様の業務について5年以上の経験を有し、導入事例等を持つことが分かる実務経歴書を提出すること。
  - 5.2.2.2. ハードウェアの構成・機能・規格・性能等に係る資料
  - 5.2.2.3. クローニングツールの仕様と機能要件を満たしていることを示す具体的資料
  - 5.2.2.4. キッキング作業場所等におけるセキュリティ対策を講じていることを示す具体的資料
  - 5.2.2.5. 導入の作業日程と体制（再委託する場合は委託先の体制も含む）、受注者側と本学側の作業の区分
  - 5.2.2.6. 保守計画に係る資料
  - 5.2.2.7. イニシャルコスト及びランニングコストの見積りに係る資料
  - 5.2.2.8. その他、提案内容を説明するために必要な資料
- 5.2.3. 提案書に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めることがある。また、必要に応じ、提案物品についてサンプルの提供やデモンストレーションの実施を求めることがある。
- 5.2.4. 提出要領
  - 5.2.4.1. 提出先及び提出期限は入札説明書を参照すること。
  - 5.2.4.2. 紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。
    - (1) 電子データを格納する媒体の種別はCD-R 又はDVD-R とする。また、データの形式はマイクロソフト社のOffice製品で可読なこと。
    - (2) 納入媒体及びデータについては、ウイルス等を混入させないように、納入前に受注者側で責任をもってチェックを行うこと。
    - (3) 紙媒体でしか納入できないもの（手書き図面等）又は電子データのみで納入する方が効率的であるもの（膨大なログデータ等）の納入方法については、受注者と本学が協議して決定すること。
  - 5.2.4.3. 問い合わせの受付については、入札説明書を参照すること。

### 5.3. その他の留意事項

- 5.3.1. 事務用端末の稼働期間は5年間を予定している。導入開始から本稼働後5年間の保守の費用を本調達に含めること。
- 5.3.2. 各種設定及び登録は本学担当者と打ち合わせの上実施すること。

### 5.4. 仕様変更及び未定義事項

- 5.4.1. 案件を遂行する上で役務内容、仕様若しくは条件に疑問点や変更が生じた場合又は本仕様書に記載のない内容の案件が生じた場合、受注者は直ちに本学と協議し、解決に向け

て最善の努力を行うこと。

### III. 調達物品に備えるべき技術的要件

#### 1. 事務用端末

##### 1.1. 全体要件

- 1.1.1. 業務系情報基盤システムの Active Directory ドメインコントローラが提供する一橋認証 ID を使用できること。
- 1.1.2. 本学が指定する、Active Directory ドメインコントローラに登録しているコンピュータ名で使用できること。
- 1.1.3. 既設の事務用ネットワークプリンタへ印刷が行えること。

##### 1.2. デスクトップ型 PC

- 1.2.1. 数量は 450 台とする。
- 1.2.2. CPU は、インテル Core™i3-13000 シリーズ相当 (Passmark 社の CPU ベンチマークスコアで 13,000 以上) の性能を有すること。
- 1.2.3. ビデオカードは、CPU 内蔵グラフィックスを有すること。
- 1.2.4. メモリは、16GB DIMM 非-ECC 以上の性能を有すること。
- 1.2.5. 内蔵ストレージは、SSD (PCIe NVMe M.2) 500GB 以上の性能を有すること。
- 1.2.6. TPM 2.0 (Trusted Platform Module) 対応セキュリティチップを有すること。
- 1.2.7. BIOS/UEFI に パスワードロック機能やハードディスクパスワードロック機能を持つこと。
- 1.2.8. USB ポート (Type-A) を 3 ポート以上有し、うち 1 ポート以上は USB3.0 に対応していること。
- 1.2.9. 1000Base-T 規格準拠、PXE 対応、Wake-on-LAN 対応の有線ネットワークインタフェースを有すること。
- 1.2.10. HDMI および DisplayPort の外部ディスプレイ端子を 1 基ずつ有すること。
- 1.2.11. マイクフォンジャック及びヘッドフォンジャック、又はユニバーサルオーディオジャックを 1 基有すること。
- 1.2.12. 電源は、単相 AC 100V 標準 85%効率 PSU 以上の性能を有すること。
- 1.2.13. USB 接続の日本語キーボードを有すること。
- 1.2.14. USB 接続の光学マウスを有すること。
- 1.2.15. 保守は、5年保守 翌日営業日オンサイト対応を有すること。

### 1.3. ディスプレイ

- 1.3.1. 数量は 450 台とする。本体とセットで購入すること。
- 1.3.2. サイズは、24 型以上 IPS, ノングレア(非光沢)であること。
- 1.3.3. 表示色は、1,670 万色以上の性能を有すること。
- 1.3.4. 解像度は、1,920×1,080 以上 であること。
- 1.3.5. 入力端子は、HDMI および DisplayPort の入力端子 を有すること。
- 1.3.6. HDMI および DisplayPort の接続ケーブルを有すること。
- 1.3.7. ディスプレイは、高さ調節および傾斜による調整ができること。
- 1.3.8. 保守は、 3 年間(5 年間で望ましい)保証・引取修理, 交換, プレミアムパネル保証(ドット輝点保証)を有すること。

### 1.4. ノート型 PC

- 1.4.1. 数量は 10 台とする。
- 1.4.2. CPU は、インテル Intel Core i3-1315U (Passmark 社の CPU ベンチマークスコアで 12,000 以上) の性能を有すること。
- 1.4.3. ビデオカードは、CPU 内蔵グラフィックスを有すること。
- 1.4.4. メモリは、16GB S0-DIMM 非-ECC 以上の性能を有すること。
- 1.4.5. 内蔵ストレージは、SSD (PCIe NVMe M.2) 500GB 以上の性能を有すること。
- 1.4.6. TPM 2.0 (Trusted Platform Module) 対応セキュリティチップを有すること。
- 1.4.7. BIOS/UEFI に パスワードロック機能やハードディスクパスワードロック機能を持つこと。
- 1.4.8. USB ポート (Type-A) を 2 ポート以上有し、うち 1 ポート以上は USB3.0 に対応していること。
- 1.4.9. 1000Base-T 規格準拠、PXE 対応、Wake-on-LAN 対応の有線ネットワークインタフェースを有すること。
- 1.4.10. 無線 LAN は、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応し、Bluetooth 5.0 以上を有すること。
- 1.4.11. HDMI の外部ディスプレイ端子を 1 基有すること。
- 1.4.12. マイクフォンジャック及びヘッドフォンジャック、又はユニバーサルオーディオジャックを 1 基有すること。
- 1.4.13. ディスプレイは 15.6 インチ以上、横 1,920 ピクセル以上、縦 1,080 ピクセル以上 (16:9 又は 16:10)の解像度を持つ表示部を有すること。



- 1.4.14. 720P HD 以上の Web カメラを有し、プライバシーシャッターまたは、カメラ機能を無効化する機能を有すること。
- 1.4.15. オプションとして USB 接続の光学マウスを有すること。
- 1.4.16. 電源は、単相 AC 100V の性能を有すること。
- 1.4.17. バッテリー駆動時間は 8 時間以上を有すること。
- 1.4.18. 保守は、5 年保守 翌日営業日オンサイト対応を有すること。

## 1.5. 機能・ソフトウェア

- 1.5.1. OS として、Microsoft Windows 11 Education 64bit 日本語版を導入すること。なお、本学が保有する Microsoft ボリュームライセンスに含まれる Windows の OS アップグレード権を利用する場合は、アップグレード元となる Windows OS 自体はライセンスが別途必要である。
- 1.5.2. Microsoft Office LTSC Professional Plus 2021 を導入すること。なおライセンスについては、本学が保有する Microsoft ボリュームライセンスを利用すること。
- 1.5.3. その他、本学が指定するソフトウェア（別紙 1）を導入すること。必要なライセンスは別途本学から提供する。

## 1.6. 端末の運用・管理を簡素化する機能

- 1.6.1. イメージマスタ用の端末から、ディスク内容を全く同じ構成で作成することができるクローン機能を有すること。
- 1.6.2. 64bit OS のイメージ作成が可能なこと。
- 1.6.3. 複数台の端末に対して一括でクローニングが可能なこと。
- 1.6.4. GUI を用いて作成したマスタ OS のイメージを展開してファイルの追加や削除等マスタイメージ内部の編集が可能なこと。

## IV. 設置・導入

### 1. 事務用端末の導入にかかる要件

- 1.1. 納入場所での作業効率化を目的として、動作確認を行ったマスタイメージを作成し、すべての「Ⅲ. 1. 事務用端末」に適用すること。なお、作業場所に関する一切は本調達の範囲で受託者が用意すること。
- 1.2. 導入時に使用したマスタイメージは、外付け HDD 等のメディアに保存し、運用開始後の利用、更新が可能な状態にすること。

- 1.3. 「Ⅲ.1 事務用端末」は、各設置場所に既設の情報コンセント（RJ-45）と直接又は既設のハブ経由で接続すること。情報コンセントには、本システムのクライアント用のネットワークセグメントの VLAN が割り当てられているものとする。
- 1.4. 「Ⅲ.1. 事務用端末」の設置作業においては、既設端末が設置してある場所（別紙 2）に交換設置の上、Active Directory ドメインへの参加、既存の複合機等への出力設定等の動作確認を行うこと。
- 1.5. 設置機器の動作確認の項目は事前に本学と協議の上で決定すること。また動作確認結果を集約の上で本学に提出すること。

## 2. マニュアル、ドキュメント等に関する項目

### 2.1. 全体要件

- 2.1.1. 納品されるすべての機器、機能、ソフトウェア等について、その構成、設定、利用方法、保守等に関するマニュアル、ドキュメント等を作成し、紙媒体及び電子媒体（原本のファイル形式及び PDF 形式の 2 種）で提出すること。なお、ドキュメントの種類は以下のものとする。

- ・プロジェクト計画書
- ・基本設計書
- ・詳細設計書（OS、アプリケーションパラメータシート等）
- ・試験計画及び仕様書
- ・試験結果報告書
- ・動作確認書
- ・運用手順書（マスタ PC 作成、イメージ作成、クローニング手順等）
- ・その他本学が指示するドキュメント

- 2.1.2. 前項において受注者が作成する成果物は、原則としてマイクロソフト社の Office 製品のファイル形式とし、その著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、既存の製品付属のマニュアル、ドキュメント部分（受注者が既に著作権を保有しているもの（以下「受注者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該受注者著作物の著作権を含む。）を除き、本学に帰属するものとする。

なお、受注者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。

あわせて、前述の受注者著作物について、本システムへ利用する目的の範囲に限り、本学は受注者に権利留保された著作物を自由に複製し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときはこの

限りでないものとし、この場合には複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。また、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

2.1.3. 使用言語は原則として日本語であること。

## V. 保守・運用

### 1. 保守に関する項目

#### 1.1. 全体要件

- 1.1.1. メーカーの保守は、5年保守 翌日営業日オンサイト対応を契約すること。
- 1.1.2. メーカーの保守は、5年保守 翌日営業日オンサイト対応を契約する際は、記憶装置の故障ディスク返却不要サービス付帯すること。
- 1.1.3. 平日（土・日祭日等の休日を除く）の午前 9時から午後 5時において故障受付が可能な連絡先を設定すること。

### 2. 研修

- 2.1. 受注者は導入時に、運用手順書を基に、研修教育を実施すること。

## VI. 総合評価基準

### 1. 事務用端末等一式の総合評価基準

本調達に係る入札の評価に関する基準は次のとおりとする。

#### 1.1. 落札方式

- 1.1.1. 次の各要件に該当する入札者のうち、以下に示す総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
  - (1) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
  - (2) 性能等が、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
- 1.1.2. 上記 1.1.1.の数値の者が 2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

## 1.2. 総合評価の方式

1.2.1. 仕様書に記載する要件を満たしているか否かの判定及び総合評価基準に基づき付与する得点の判定は、複数の本学技術審査職員が仕様書その他の入札説明書で求めた提案資料の内容を審査して行う。

1.2.2. 入札価格に対する得点配分と、性能等に対する得点配分は等しいものとする。

1.2.3. 入札価格の評価方式については、以下のとおりとする。

入札得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格に係る評価点} = \left( 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

1.2.4. 性能等の要件については、本仕様書のⅡ.全体要件、Ⅲ.調達物品に備えるべき技術的要件、Ⅳ.設置・導入、Ⅴ.保守・運用に記載の全ての要件とし、これらの中で必要性を明記した（～すること。等）全ての要件を必須の要求要件とする。

1.2.5. 性能等の評価方法については、以下のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする要件については、当該調達の目的、内容に応じて必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
- (2) 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていない者は不合格とし、要求要件以上の部分については評価に応じ得点を与える。
- (3) 必須とする項目以外の項目は、項目ごとに評価に応じ得点を与える。
- (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

1.2.6. 総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申し込みに係る性能等の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

## 2. 性能等に対する評価項目と得点配分基準

### 2.1. 必須項目

項目	基礎点
本仕様書の要求要件（Ⅱ.全体要件、Ⅲ.調達物品に備えるべき技術的要件、Ⅳ.設置・導入、Ⅴ.保守・運用）の全てについて、最低限の必須とする要求要件を満たしていること。必須とする要求要件を満たしていない場合は、不合格とする。	50

## 2.2. 加点基準

項番	加点対象項目	加点
Ⅱ.5.2.2.	提出された提案書について、本学の仕様書の内容を十分理解し、調達目的が正確に捉えられ、有効な提案がなされていると判断される場合は加点とする。	10
Ⅱ.5.2.2.1.	経験年数、本調達と類似の案件を構築した経験を証明する資料を添えて提出し、要員の体制、経験ともに充分と判断できる場合は加点とする。	10
Ⅱ.5.2.2.2.	要求するスペック以上の提案がされたと判断できる場合は加点とする。	10
Ⅱ.5.2.2.3.	提出された、クローニングツールの仕様が本学の要件を全て満たしていると判断できる場合は加点とする。	10
Ⅱ.5.2.2.4.	本調達の情報セキュリティ要件を満たすセキュリティ対策を取っていると判断できる場合は加点とする。	5
Ⅱ.5.2.2.5.	提出された導入の作業スケジュール表に関し、作業順序、作業内容が妥当であり、そのスケジュールが合理的に計画され、納期を遵守できる日程であると判断できる場合は加点とする。	2
(下表参照)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	3
計		50

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

項目	加点対象項目（認定等の区分※1）		加点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	認定段階 1 を受けている（※2）	1	
		認定段階 2 を受けている（※2）	2	
		認定段階 3 を受けている	3	
		行動計画※3	0.5	
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	くるみん認定（旧基準）を受けている※4	1	
		くるみん認定（新基準）を受けている※5	1	
		プラチナくるみん認定を受けている	2	
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		2	
	計			3

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク）

※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定マーク）

以上

## 別紙1 事務用端末向けソフトウェア一覧

受注者は本学と協議の上、以下に掲げるソフトウェアを含む、個別利用環境に応じた複数のマスタイメージを作成し、調達対象の事務用端末に展開すること。なお、本一覧は公告時における予定を示すものであり、内容は予告なく変更することがある。

### 1. 有償パッケージソフトウェア

No	ソフトウェア名称
1	Microsoft Office LTSC Professional Plus 2021（または、次期バージョン）
2	アンチウイルスソフトウェア（製品名未定）
3	資産管理システムのクライアントソフトウェア（SKYSEAを想定）

### 2. その他のソフトウェア

No	ソフトウェア名称
4	Adobe Acrobat Reader
5	CubeICE
6	CubePDF Utility
7	Google Chrome
8	Mozilla Firefox ESR
9	サクラエディタ

別紙2 事務用端末導入・移行作業場所一覧

受注者は本学と協議の上、以下に掲げる建物の該当フロアの作業場所において、調達対象の事務用端末の導入作業及び既存の事務用端末の移行作業を実施すること。なお、本一覧は公告時における予定を示すものであり、内容は予告なく変更することがある。

1. 国立キャンパス（東京都国立市中 2-1）

No	建物名	フロア
1	法人本部棟	1～7階
2	別館	1階
3	保健センター	1階
4	本館	1階
5	第1講義棟	1階
6	第2講義棟	1階
7	時計台棟	1階
8	図書館本館	1・4階
9	図書館雑誌棟	1階
10	社会科学古典資料センター	1階
11	経済研究所	1階
12	社会科学統計情報研究センター	2階
13	第1研究館	該当なし
14	磯野研究館	該当なし
15	第2研究館	4・5階
16	イノベーション研究センター	1階
17	情報教育棟	2階
18	国際交流会館	1階
19	佐野書院	該当なし
20	東本館	2階
21	東1号館	1階
22	東2号館	該当なし
23	国際研究館	1・3階



24	マーキュリータワー	3階
25	第3研究館	1階

2. 千代田キャンパス（東京都千代田区一ツ橋 2-1-2）

No	建物名	フロア
26	学術総合センター	5階